

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

「平成 25 年度公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について

会津若松市においては、平成 25 年 4 月 1 日以後に契約を行う工事のうち、平成 24 年度公共工事設計労務単価（平成 25 年 3 月 5 日改正、以下「旧労務単価」という）を適用して予定価格を積算した契約につきまして、今回下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、今般の特例措置に伴う変更契約の締結を行う場合には、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入第 38 号）の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で締結する請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応されますようお願いいたします。

記

措置の内容

受注者は、会津若松市工事請負契約約款第 50 条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を平成 25 年度公共工事設計労務単価（平成 25 年 4 月 5 日改正、以下「新労務単価」という）に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

対象となる工事

平成 25 年 4 月 1 日以後に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

請負代金額の変更

変更契約額 = (新労務単価により積算された予定価格) × (当初契約の落札率)

協議の請求期限

契約締結日から起算し 60 日以内とする。